

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

		資料番号	2	担当課	障がい福祉課
法令名	児童福祉法	根拠条項	第24条の4第1項	不利益処分の種類	障害児入所給付決定の取消し
<p>○児童福祉法（昭和22年法律第164号）</p> <p>〔入所給付決定の取消し〕</p> <p>第二十四条の四 入所給付決定を行つた都道府県は、次に掲げる場合には、当該入所給付決定を取り消すことができる。</p> <p>一 入所給付決定に係る障害児が、指定入所支援を受ける必要がなくなつたと認めるとき。</p> <p>二 入所給付決定保護者が、給付決定期間内に、当該都道府県以外の都道府県の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。</p> <p>三 その他政令で定めるとき。</p> <p>② 前項の規定により入所給付決定の取消しを行つた都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る入所給付決定保護者に対し入所受給者証の返還を求めるものとする。</p> <p>○児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）</p> <p>〔法第二十四条の四第一項第三号の政令で定めるとき〕</p> <p>第二十七条の三 法第二十四条の四第一項第三号の政令で定めるときは、入所給付決定保護者が法第二十四条の三第一項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたときとする。</p>					